令和４年３月31日付け総発0331第１号・政総発0331第１号「厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について」の一部改正について

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| １　制定の趣旨  地方公共団体からの提案を受け、令和３年３月16日付けで環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和３年環境省令第２号）等が公布され、環境省所管法令（他府省庁との共管法令を含む。以下同じ。）に基づく地方公共団体職員が用いる立入検査等（職員が立ち入って検査・調査等を行うものをいう。以下同じ。）に係る全ての身分証明書を統合できる統合様式が定められた。  　　今般、環境省以外が所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書についても、統合対象とすべきものがないか地方公共団体から意見を募ったところ、多くの提案があったことから、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく身分証明書も、特例省令により環境省が定めた統合様式と同様の様式を用いて身分証明書を作成することができることとした。  　　また、厚生労働省の所管する法令に規定する立入検査等に係る身分証明書について現行の省令において様式の定めのないもの及び地方公共団体の条例に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、別添のとおり、各地方公共団体の条例又は内規等においてこれらの身分証明書の様式について特段の制約を定めていない限りにおいて、統合様式を用いて身分証明書を作成することができることとした。  （略）  ２　制定された省令等の概要  （１）特例省令  　　　立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書のうち法令において様式の定めがあるものについて、既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができる旨を規定した。  　　　なお、統合様式を用いることができる身分証明書の一覧は、特定省令を参照されたい。  （２）別添の第一欄に掲げる法令に規定する立入検査等に係る身分証明書  　　　これらの身分証明書については法令において様式の定めのないものであるが、本通知により、各地方公共団体の条例又は内規等において特段の制約を定めていない限り、特例省令で規定する統合様式を用いることができることとした。  ３・４　（略）  担当課室一覧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 別紙  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　R3.10.22時点  　　（略）  　 特例省令制定により統合様式が利用可能となった立入検査等身分証明書  　 （略）  　 本通知発出により統合様式が利用可能となった立入検査等身分証明書（別添）  　 （略）  （削る）  　　本通知発出により統合様式が利用可能となった立入検査等身分証明書　　 別添  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　R3.10.22時点  　（略） | １　制定の趣旨  地方公共団体からの提案を受け、令和３年３月16日付けで環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和３年環境省令第２号）等が公布され、環境省所管法令（他府省庁との共管法令を含む。以下同じ。）に基づく地方公共団体職員が用いる立入検査等（職員が立ち入って検査・調査等を行うものをいう。以下同じ。）に係る全ての身分証明書を統合できる統合様式が定められた。  　　今般、環境省以外が所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書についても、統合対象とすべきものがないか地方公共団体から意見を募ったところ、多くの提案があったことから、別添１のとおり、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく身分証明書も、特例省令により環境省が定めた統合様式と同様の様式を用いて身分証明書を作成することができることとした。  　　また、厚生労働省の所管する法令に規定する立入検査等に係る身分証明書について現行の省令において様式の定めのないもの及び地方公共団体の条例に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、別添２のとおり、各地方公共団体の条例又は内規等においてこれらの身分証明書の様式について特段の制約を定めていない限りにおいて、統合様式を用いて身分証明書を作成することができることとした。  （略）  ２　制定された省令等の概要  （１）別添１の第一欄に掲げる省令（他府省庁との共管省令を除く。）  　　　第二欄に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書の様式について、第三欄に掲げる省令で定める既存の身分証明書の様式に加えて、統合様式を用いることができる旨を規定した。  （２）別添２の第一欄に掲げる法令に規定する立入検査等に係る身分証明書  　　　これらの身分証明書については法令において様式の定めのないものであるが、本通知により、各地方公共団体の条例又は内規等において特段の制約を定めていない限り、特例省令で規定する統合様式を用いることができることとした。  ３・４　（略）  　　担当課室一覧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 別紙  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　R3.10.22時点  　　（略）  　　特例省令制定により統合様式が利用可能となった立入検査等身分証明書（別添１）  　 （略）  　 本通知発出により統合様式が利用可能となった立入検査等身分証明書（別添２）  　 （略）  別添１  特例省令制定により統合様式が利用可能となった立入検査等身分証明書  R3.10.22時点   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | （第一欄）  制定された省令等 | （第二欄）  立入検査根拠法令 | | （第三欄）  既存の身分証明書様式を定める省令等 | | （第四欄）  省令  所管府省 | （第五欄）  （共感省令の場合）  主管府省 | （第六欄）  備考 | | 法令名 | 条項 | 省令等名 | 条項等 | | 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和３年厚生労働省令第175号） | 児童福祉法 | 18条の7 1項 | 児童福祉法施行規則 | 6条の7 1項第2号様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 18条の16 1項、34条の5 1項、34条の14 1項、34条の18の2 1項、46条1項 | 児童福祉法施行規則 | 6条の7 2項第3号様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 18条の16 1項（国家戦略特別区域法第12条の5 8項において準用する場合を含む） | 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則 | 2条様式第1号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 19条の16 1項 | 児童福祉法施行規則 | 7条の38第13号様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 21条の5の22 1項、21条の5の27 1項 | 児童福祉法施行規則 | 18条の36 1項第13号の4様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 21条の14 1項、34条の8の3 1項、34条の17 1項、56条の8 7項 | 児童福祉法施行規則 | 20条第13号の3様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 24条の15 1項、24条の19の2において準用する21条の5の27 1項 | 児童福祉法施行規則 | 18条の36 2項第13号の5様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 24条の34 1項、24条の39 1項 | 児童福祉法施行規則 | 18条の36 3項第13号の6様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 57条の3 1～3項､57条の3の2 1項、57条の3の3 1・4項 | 児童福祉法施行規則 | 18条の36 4項第13号の7様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 59条1項 | 児童福祉法施行規則 | 49条1項第14号様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 | 10条1項 | あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則 | 27条様式第6号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 理容師法 | 13条1項 | 環境衛生監視員証を定める省令 | 別記様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 墓地、埋葬等に関する法律 | 18条1項 | 環境衛生監視員証を定める省令 | 別記様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 大麻取締法 | 21条1項 | 大麻取締法施行規則 | 7条第4号様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 興行場法 | 5条1項 | 環境衛生監視員証を定める省令 | 別記様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 旅館業法 | 7条1・2項 | 環境衛生監視員証を定める省令 | 別記様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 公衆浴場法 | 6条1項 | 環境衛生監視員証を定める省令 | 別記様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 化製場等に関する法律 | 6条1項（同法9条5項において準用する場合を含む） | 環境衛生監視員証を定める省令 | 別記様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 消費生活協同組合法 | 12条の2 3項、94条1～5項 | 消費生活協同組合法施行規則 | 257条様式第2 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 医療法 | 6条の8 1項 | 医療法施行規則 | 40条様式第2 | 厚生労働省 |  |  | |  | 25条1・2項 | 医療法施行規則 | 40条の2様式第3 | 厚生労働省 |  |  | |  | 63条1項 | 医療法施行規則 | 42条の2様式第4 | 厚生労働省 |  |  | |  | 70条の20において読み替えて準用する63条1項 | 医療法施行規則 | 42条の3様式第5 | 厚生労働省 |  |  | |  | 身体障害者福祉法 | 39条1～2項 | 身体障害者福祉法施行規則 | 19条別表第6号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 27条4項、38条の6 1項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則 | 7条別記様式第2号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 生活保護法 | 28条1項 | 生活保護法施行規則 | 4条様式第1号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 44条1項、54条1項（54条の2 5～6項及び55条2項において準用する場合を含む） | 生活保護法施行規則 | 9条様式第2号 | 厚生労働省 |  |  | |  | クリーニング業法 | 7条の13 2項、10条1項 | 環境衛生監視員証を定める省令 | 別記様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 毒物及び劇物取締法 | 18条1項（22条4～5項において準用する場合を含む） | 毒物及び劇物取締法施行規則 | 14条第15号様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 社会福祉法 | 56条1項 | 社会福祉法施行規則 | 7条様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 診療放射線技師法 | 28条2項 | 診療放射線技師法施行規則 | 17条第4号書式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 覚醒剤取締法 | 32条1～2項 | 覚せい剤取締法施行規則 | 21条第20号様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 麻薬及び向精神薬取締法 | 50条の38 1～2項 | 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 | 47条第43号様式(1) | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 58条の6　5項 | 麻薬及び向精神薬取締法施行規則 | 47条第43号様式(3) | 厚生労働省 |  |  | |  | と畜場法 | 17条1項 | と畜場法施行規則 | 18条様式第2号 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | あへん法 | 44条2項 | あへん法施行規則 | 21条第20号様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 歯科技工士法 | 27条1項 | 歯科技工士法施行規則 | 14条様式第5号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 | 24条1項 | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則 | 13条第4号様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 美容師法 | 14条1項 | 環境衛生監視員証を定める省令 | 別記様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 | 60条1項 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則 | 29条様式第2 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 水道法 | 39条1～3項、40条8項 | 水道法施行規則 | 57条3項様式第12の3 | 厚生労働省 |  |  | |  | 臨床検査技師等に関する法律 | 20条の5 1項 | 臨床検査技師等に関する法律施行規則 | 22条様式第12 | 厚生労働省 |  |  | |  | 国民健康保険法 | 45条の2 1項（52条6項、52条の2 3項、53条3項及び54条の3 2項において準用する場合を含む） | 国民健康保険法施行規則 | 44条様式第3 | 厚生労働省 |  |  | |  | 54条の2の3 1項（54条の3 2項において準用する場合を含む） | 国民健康保険法施行規則 | 44条様式第3の2 | 厚生労働省 |  |  | |  | 106条1項 | 国民健康保険法施行規則 | 44条様式第4 | 厚生労働省 |  |  | |  | 113条 | 国民健康保険法施行規則 | 44条様式第5 | 厚生労働省 |  |  | |  | 114条1～2項 | 国民健康保険法施行規則 | 44条様式第6 | 厚生労働省 |  |  | |  | 国民健康保険法附則16条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律134条2項 | 国民健康保険法施行規則 | 平成20年3月改正省令附則9条様式第8 | 厚生労働省 |  |  | |  | 国民健康保険法附則19条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律152条1項 | 国民健康保険法施行規則 | 平成20年3月改正省令附則9条様式第9 | 厚生労働省 |  |  | |  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 | 69条1～4項・6～7項、70条3項、76条の7 2項、76条の8 1項 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | 246条様式第103、様式第103の2 | 厚生労働省 |  |  | |  | 児童扶養手当法 | 29条1～2項 | 児童扶養手当法施行規則 | 28条様式第16号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 老人福祉法 | 18条1～2項 | 老人福祉法施行規則 | 5条の2 1項様式第1 | 厚生労働省 |  |  | |  | 29条13項 | 老人福祉法施行規則 | 5条の2 3項様式第2の2 | 厚生労働省 |  |  | |  | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | 22条1項（31条の7 4項及び33条5項において準用する場合を含む） | 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則 | 6条様式 | 厚生労働省 |  |  | |  | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | 36条1～2項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 | 31条様式第17号 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  |  | 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 | 19条様式第8号 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 柔道整復師士法 | 21条1項 | 柔道整復師士法施行規則 | 20条様式第6号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 11条1項、12条の5 1項 | 環境衛生監視員証を定める省令 | 別記様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 | 7条1項 | 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則 | 5条様式第2 | 厚生労働省 |  |  | |  | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 61条1・2項 | 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 | 118条1号様式第6号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 72条1項（74条10項、75条7項、76条6項及び82条2項において準用する場合を含む） | 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 | 118条2号様式第7号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 81条1項（82条2項において準用する場合を含む） | 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 | 118条3号様式第8号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 134条1～2項 | 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 | 118条4号様式第9号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 137条2項 | 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 | 118条5号様式第10号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 152条1項 | 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 | 118条6号様式第11号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 | 38条1項 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 47条2項様式第12号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 38条2項 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 47条3項様式第13号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 介護保険法 | 24条1項 | 介護保険法施行規則 | 165条の4 1号様式第2号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 24条2項 | 介護保険法施行規則 | 165条の4 2号様式第3号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 42条4項、42条の3 3項、45条8項、47条4項、49条3項、54条4項、54条の3 3項、57条8項、59条4項 | 介護保険法施行規則 | 165条の4 2号の2様式第3号の2 | 厚生労働省 |  |  | |  | 69条の22 2項 | 介護保険法施行規則 | 165条の4 2号の3様式第3号の3 | 厚生労働省 |  |  | |  | 69条の30 1項（69条の33 2項において準用する場合を含む） | 介護保険法施行規則 | 165条の4 2号の4様式第3号の4 | 厚生労働省 |  |  | |  | 76条1項、78条の7 1項、83条1項、90条1項、115条の7 1項、115条の17 1項、115条の27 1項、115条の33 1項 | 介護保険法施行規則 | 165条の4 3号様式第4号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 100条1項 | 介護保険法施行規則 | 165条の4 4号様式第5号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 114条の2 1項 | 介護保険法施行規則 | 165条の4 4号の2様式第5号の2 | 厚生労働省 |  |  | |  | 115条の40 1項（115条の42 3項において準用する場合を含む） | 介護保険法施行規則 | 165条の4 4号の3様式第5号の3 | 厚生労働省 |  |  | |  | 172条1項 | 介護保険法施行規則 | 165条の4 5号様式第6号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 197条4項 | 介護保険法施行規則 | 165条の4 6号様式第7号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 202条1項 | 介護保険法施行規則 | 165条の4 7号様式第8号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 | 24条1項 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則 | 165条の4 1号様式第2号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 24条2項 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則 | 165条の4 2号様式第3号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 42条3項、49条3項、54条3項 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則 | 165条の4 2号の2様式第3号の2 | 厚生労働省 |  |  | |  | 76条1項、112条1項、115条の7 1項、115条の33 1項 | 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則 | 165条の4 3号様式第4号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 15条1項・17項（これらの規定を同法7条1項の規定に基づく政令において準用する場合及び53条1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む）、15条の2 1項（7条1項の規定に基づく政令において準用する場合及び53条1項に規定に基づく政令において適用する場合を含む）、15条の3 1～2項（これらの規定を同法7条1項の規定に基づく政令において準用する場合及び53条1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 8条の3別記様式第1 | 厚生労働省 |  |  | |  | 35条1項（7条1項の規定に基づく政令において準用する場合、35条5項において準用する場合、44条の4 1項の規定に基づく政令において適用する場合及び53条1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む）、50条1項（同項の規定により都道府県知事が当該職員に35条1項に規定する措置を実施させる場合に限る）、50条10項 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 | 18条別記様式第2 | 厚生労働省 |  |  | |  | 健康増進法 | 24条1項 | 健康増進法施行規則 | 10条別記様式第2号 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 38条1項 | 健康増進法施行規則 | 22条別記様式第3号 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 9条1項、10条1項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 | 69条1項別表第3号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 11条1～2項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 | 69条2項別表第4号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 48条1項、51条の3 1項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 | 69条3項別表第5号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 51条の27 1～2項、51条の32 1項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 | 69条4項別表第6号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 66条1項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 | 69条5項別表第7号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 81条1項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 | 69条6項別表第8号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 85条1項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 | 69条7項別表第9号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 生活困窮者自立支援法 | 21条1項 | 生活困窮者自立支援法施行規則 | 25条様式第3号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 国家戦略特別区域法 | 13条9項 | 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則 | 15条の2第7号様式 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 難病の患者に対する医療等に関する法律 | 21条1項、35条1項 | 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 | 52条様式第1号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 | 39条2項 | 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則 | 20条様式第7号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） | 附則2条5項 | 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号） | 附則2条9項附則様式第2号 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 附則3条3項 | 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号） | 附則3条5項附則様式第3号 | 厚生労働省 |  | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 | |  | 食品衛生法施行令 | 33条1項 | 食品衛生法施行規則 | 66条様式第13号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 | 20条1項 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 | 24条様式第1号 | 厚生労働省 |  |  | |  | 狂犬病予防法 | 3条1～2項 | 狂犬病予防法施行規則 | 2条様式第1 | 厚生労働省 |  |  | |  | 6条2項 | 狂犬病予防法施行規則 | 14条様式第6 | 厚生労働省 |  |  | |  | （以下の法令は他府省との共管） |  |  |  |  |  |  | | 食品衛生法の規定に基づく臨検検査又は収去の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（令和３年内閣府・厚生労働省令第９号） | 食品衛生法 | 28条1項（68条1項・3項において準用する場合を含む） | 食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令 | 3条2項様式第2号 | 消費者庁 厚生労働省 | 厚生労働省 | 既存の身分証明書様式から有効期間の定め削除 |     本通知発出により統合様式が利用可能となった立入検査等身分証明書　別添２  R3.10.22時点  　（略） |